懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　佐藤　隆昭
　登録番号　23108
　事 務 所　東京都中央区銀座２－３－19銀座深田ビル５階
　佐藤・堀法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年２月15日

平成 24 年２月 27 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　萩原早由里
　職務上の氏名　小林早由里
　登録番号　27963
　事 務 所　東京都中央区八丁堀３－１－５アルカディア八丁堀７階
　萩原法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年２月15日

平成 24 年２月 27 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　村越　仁一
　登録番号　21735
　事 務 所　東京都中央区八重洲２－６－21三徳八重洲ビル７階
　弁護士法人ＪＭＫ総合法律事務所
3　処分の内容　業務停止10月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年２月16日

平成 24 年２月 27 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛媛弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　山中　順雅
　登録番号　10646
　事 務 所　愛媛県今治市立花町１－２－17山中法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年２月16日

平成 24 年２月 27 日　　日本弁護士連合会

企業年金基金変更公告

大光銀行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　新潟県長岡市東坂之上町一丁目２番地３
2．旧事務所の所在地　新潟県長岡市大手通１丁目５番地６

平成 24 年３月 16 日　大光銀行企業年金基金
理事長　小坂井寛明

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成 24 年３月 16 日　　大分県教育委員会
1　氏名、本籍地、生年月日
　高山　哲宏、大分県、昭和48年２月７日
2　免許状の種類（教科）、番号、授与年月日
　高等学校教諭一種免許状（工業）、平10高１第19号、平成10年６月30日
3　授与権者　大分県教育委員会
4　取上げの事由
　教育職員免許法第11条第３項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～40歳代、体重90kg位の男性、着衣は白色ワイシャツ、黒色長袖シャツ、青色ジーンズ、青と紺色のトランクス、黒と灰色の靴下、黒色の靴、遺留金品等は黒色バッグ（アディダス製）、黒色ジャンパー（シルバームーン製、ＸＬサイズ、ファー付帽子）等、現金75円

上記の者は、平成23年12月５日午前６時50分頃、北海道室蘭市東町１丁目27番１号、市営住宅東町弥生団地55―Ｈ―３北側敷地内において発見された。検死の結果、死因は脳挫傷、死後経過年数は短時間。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市に保管してありますので心当たりの方は、当市保健福祉部保護課までお申し出下さい。

平成 24 年３月 16 日
北海道　　室蘭市長　青山　　剛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢45～65歳位の男性、身長160～180㎝、全身白骨化、上衣不明、下衣ジーンズ様のもの、アディダス製の靴

上記の者は、平成24年２月21日午前11時45分頃東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎の山林内で発見され、死亡時は平成22年から23年と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は当町斎場いばらき聖苑に保管してあります。お心当たりの方は、当町社会福祉課まで申し出てください。

平成 24 年３月 16 日
茨城県　　茨城町長　小林　宣夫

無縁墳墓等改葬公告

県道直方宗像線道路改築事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 24 年３月 16 日　　福　岡　県
1　墳墓等所在地
　①　福岡県直方市大字植木835番地１
　②　福岡県直方市大字植木833番地１
2　墳墓等の名称
　①　１基不詳
　②　３基不詳
3　死亡者の本籍及び氏名
　①　不詳
　②　不詳
4　改葬を行おうとする者　福岡県直方市日吉町９番10号　福岡県直方県土整備事務所長　義経　俊二

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による東京都市計画事業土支田中央土地区画整理事業の下記１の者に対する仮換地使用収益開始の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容をつぎのとおり公告します。

平成 24 年３月 16 日
東京都市計画事業
土支田中央土地区画整理事業
施行者　練馬区
代表者　練馬区長　志村豊志郎

記

1　書類の送付を受けるべき者の氏名
⑴　五十嵐吉兵衛
⑵　五十嵐栄藏
⑶　碇石善左ヱ門
2　通知の内容
　仮換地の使用収益開始日の通知
　平成24年３月５日付け23練土土第223号
　〔指定番号09―001〕〔指定番号09―002〕
　〔指定番号09―003〕
　なお、この通知については、東京都練馬区土支田二丁目12番９号の練馬区役所土支田分室の掲示板に掲示している。
3　教示
　この通知に不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。
　また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を知った日から６箇月以内に練馬区を被告として取消訴訟を提起することができます。